

○龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱

平成27年2月12日

告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の定住人口の増加及び若者・子育て世代の定住化を促進し、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、若者・子育て世代が自ら居住する住宅を市内に取得した場合において、予算の範囲内において交付する補助金に関し、龍ヶ崎市補助金等交付規則(平成15年龍ヶ崎市規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、居住の用に供する部分の延べ床面積が60平方メートル以上のものをいう。
- (2) 年度 市の会計年度をいう。
- (3) 中古住宅 購入以前に他の者が所有権登記した住宅又は建築後使用されたことのある住宅をいう。
- (4) 18歳未満の子 第7条に規定する補助金の交付申請を行う年度(以下「補助申請年度」という。)の4月1日現在で18歳未満である子(同日後、交付申請前に出生した子を含む。)をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)自らが居住している住宅(仕事等の理由により、申請者が単身で別居しているものを除く。)であること。
- (2) 申請者及びその配偶者が市内において、建築し、又は購入し、かつ、所有権の保存又は移転の登記の申請が受付された日から起算して1年以内の住宅であること。
- (3) 中古住宅の場合にあっては、昭和56年6月1日以後の建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく耐震基準で建築し

た住宅であること。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、補助対象住宅を取得した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者及びその配偶者の双方若しくはいずれか(以下「申請者等」という。)が補助申請年度の4月1日現在で40歳未満であること又は申請者が属する世帯に18歳未満の子(申請者等の子に限る。以下同じ。)がいること。
- (2) 申請者が当該住宅に係る金銭消費貸借契約(返済期間が10年以上のものに限る。)を金融機関と締結していること。
- (3) 申請者及びその世帯に属する者が、第7条の規定により補助金の交付の申請を行う日(以下「申請日」という。)において、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していないこと。ただし、申請日において滞納がある場合であっても、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定をする日までに当該滞納がなくなったときは、この限りでない。
- (4) 申請者及びその世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 補助対象住宅を共有名義により取得した場合は、当該補助対象住宅に関し申請者以外の名義人が補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 過去にこの要綱の規定に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、10万円とする。ただし、申請者等が補助対象住宅を取得した日から申請日までに龍ヶ崎市内で商品の購入又は役務の提供の対価として支払った額(以下「加算額」という。)を加算するものとし、当該加算額は5万円を限度とする。

(加算額の対象とならない商品及び役務の提供)

第6条 次の各号に掲げる商品及び役務の提供については、加算額の対象としない。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (4) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの（交付申請及び請求）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、その日が市の休日（龍ヶ崎市の休日を定める条例（平成元年龍ヶ崎市条例第25号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）である場合は、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日とする。

- (1) 住民票の謄本の写し（続柄が記載されたものに限る。）
- (2) 補助対象住宅の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 金融機関との金銭消費貸借契約を証する書類の写し
- (4) 対象経費内訳一覧（様式第2号）
- (5) 居住用面積が確認できる書類の写し（併用住宅の場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類（交付の決定等）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにこれを調査し、及び審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付しない理由を付して申請者に通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が虚偽又は不正な申請により補助金の交付決定を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた交付決定者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年11月20日告示第116号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年3月22日告示第82号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年8月17日告示第150号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年2月26日告示第20号）

この告示は、令和2年4月1日から施行し、改正後の龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う申請について適用する。

付 則（令和3年3月29日告示第65号）

この告示は、令和3年4月1日から施行し、改正後の龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う申請について適用する。

付 則（令和4年3月29日告示第52号）

この告示は、令和4年4月1日から施行し、改正後の龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う申請につ

いて適用する。

付 則（令和 5 年 3 月 3 1 日告示第 6 9 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 9 月 8 日告示第 1 8 2 号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（令和 5 年 1 1 月 2 9 日告示第 2 0 8 号）

この告示は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

付 則（令和 7 年 3 月 3 日告示第 2 3 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う申請について適用する。

付 則（令和 8 年 3 月 1 7 日告示第 4 1 号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、改正後の龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う申請について適用する。

龍ヶ崎市長 様

申請・請求者 住所  
氏名 印  
電話  
メールアドレス

龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付申請書兼請求書

年度龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金の交付を受けたいので、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請し、及び請求します。併せて、次の事項について誓約します。

<p><b>【申請に当たっての誓約事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請書兼請求書に、虚偽の記載はありません。また、補助金交付後に虚偽が判明した場合は、交付決定の取消し及び交付された補助金を返還することに同意します。</li> <li>○ 申請・請求者及び申請・請求者の世帯に属する世帯員（申請年度の4月1日現在18歳以上の者）の市税等（個人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料）の納付状況及び申請内容を確認するため、市が保有する住民基本台帳等の資料を確認することに異議はありません。</li> <li>○ 申請・請求者及び申請・請求者の世帯に属する世帯員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。</li> <li>○ 提出する領収書は、写しも含め国、市等の他の補助制度等への申請に利用しません。</li> <li>○ 提出した書類は、返却を求めません。</li> <li>○ 本補助金に関する連絡又は調査をするため、本申請書兼請求書に記載した個人情報を市が利用することに同意します。</li> </ul> <p>本申請書兼請求書に添付した「住民票の謄本の写し」に記載されている18歳以上の者（申請年度の4月1日現在）全員の署名（自署）</p> <p>世帯主 _____ 世帯員 _____ 世帯員 _____ 世帯員 _____ 世帯員 _____ 世帯員 _____</p>	
---	--

住宅取得年月日	年 月 日（所有権保存がされた日）
---------	-------------------

1 基本額	十	万	千	百	十	円
	1	0	0	0	0	0
2 加算額（別添「対象経費内訳一覧」のとおり）		万	千	百	十	円
3 合計補助請求額（1+2）	十	万	千	百	十	円

（上限15万円）

振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店名	本店・支店 支所・出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※市 使用 欄	受付方法	添付書類	アンケート	受付番号
	持参・郵送（ / ）	新築・建売・中古	済・未	

様式第2号(第7条関係)

(表面)  
年 月 日

対象経費内訳一覧

	支払日	申請する品目等	支払金額
1	月 日		円
2	月 日		円
3	月 日		円
4	月 日		円
5	月 日		円
6	月 日		円
7	月 日		円
8	月 日		円
9	月 日		円
10	月 日		円
11	月 日		円
12	月 日		円
13	月 日		円
14	月 日		円
15	月 日		円
16	月 日		円
17	月 日		円
合 計			円
加算額(上限5万円)			円

※ この一覧は、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付申請書兼請求書と一緒に提出してください。

申請者住所 龍ヶ崎市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(裏面)

領収書(レシート、領収証等)原本貼付け欄(のり付け)  
※ なるべく重ならないよう、のり等で貼り付けてください。

---

注意事項の上から領収書を貼り付けてください。

---

注意事項 貼付け前によく確認してください。

市内の店舗等で合計50,000円以上(複数店舗等の合算も可)のお支払いをした分のうち、最大50,000円がキャッシュバックされます。

- 領収書等は、はがれないようにしっかり貼り付けてください。
- 住宅が登記された日からの申請日までの期間の領収書が有効です。
- 「対象経費内訳一覧」に記載してある番号を該当する領収書にも記載ください。
- 対象外の商品及びサービスの詳細は、市公式ホームページをご覧ください。



様式第3号(第8条関係)

龍ヶ崎市指令 第 号

申請者 住所  
氏名

龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金については、下記のとおり決定したので、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長



記

- 1 補助対象住宅の所在地 龍ヶ崎市
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金交付時期 本日から30日以内に指定の金融機関口座に振り込むものとする。

様式第4号(第8条関係)

龍ヶ崎市指令 第 号

申請者 住所  
氏名

龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金については、下記のとおり不交付としましたので、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長



記

- 1 対象住宅の所在地 龍ヶ崎市
- 2 不交付の理由

様式第5号(第9条関係)

龍ヶ崎市指令 第 号

申請者 住所  
氏名

龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号で決定した補助金の交付を  
下記のとおり取り消したので、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱第9条第  
2項の規定により通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長



記

- 1 補助対象住宅の所在地 龍ヶ崎市
- 2 取消しの理由

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)